

質問に対する回答

回答日: 令和5年8月9日

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

業 務 名		外国人介護人材受入支援事業業務委託
質問事項		回答事項
1	<p>【質問箇所】 「外国人介護人材受入支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項」 5 応募手続き等 (5)企画提案書の作成等について ア 業務への理解について ・本業務に取り組むにあたり、介護サービス提供の現場において実践的で効果的なものにするための考えを記載すること。 【質問内容】 『本業務に取り組むにあたり、介護サービス提供の現場において実践的で効果的なものにするための考えを記載すること。』とは、福祉・介護事業者様における外国人介護人材の採用や定着促進に寄与するような、実践的で効果的なものにするための考え、という認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>募集要項の別記「外国人介護人材受入支援事業業務委託事業者選定に係る審査基準」の審査項目「1 業務への理解」に記載の審査基準を参照し、ご提案ください。</p>
2	<p>【質問箇所】 「業務仕様書」4 委託業務内容 外国人介護人材受入に係る制度や受入に必要な体制等について、県内外の受入状況や取組事例に関する情報収集を行った上で、福祉・介護サービス事業者等を対象に、理解促進を図るためのセミナーを開催する。 【質問内容】 『県内外の受入状況や取組事例に関する情報収集』について、本件受託者が情報収集する状況数や事例数はどの程度の数量の情報収集をすべきかの目安はございますでしょうか。</p>	<p>目安については想定していません。 受託者においてセミナーを開催するにあたり、必要と考えられる数量を収集ください。</p>
3	<p>【質問箇所】 「業務仕様書」 4 委託業務内容 (2)その他留意事項 ア 講師・報告事例の選定 上記の内容及び目的に沿った上で適切な講師・事例を選定すること。なお、(1)ア ①「外国人介護人材の受入にかかる各制度の概要」については、県が講師の決定及び調整を行う。 【質問内容】 『県が講師の決定及び調整を行う。』とは、本件受託者より講師候補者複数名を貴県に推薦し、貴県がその候補者を審査の上で1名を決定するのでしょうか。それとも、本件受託者から貴県に講師候補者の推薦等はなく、貴県が講師を決定されるのでしょうか。貴県が講師を決定される場合、本件受託者から講師への講演料(謝礼)等の支払いは必要でしょうか。また、本件受託者から講師への講演料(謝礼)等の支払いが必要な場合、その金額は貴県より本件受託者にご教示いただけるのでしょうか。</p>	<p>(1)ア ①「外国人介護人材の受入にかかる各制度の概要」についての講師は、奈良県において決定・調整を行うため、受託者からの提案は不要です。 また、本件に関する講師への講演料(謝礼)等の支払いは不要です。</p>
4	<p>【質問箇所】 「業務仕様書」 5 業務に係る留意事項 (2) 本業務に関して、必要に応じて県と協議・打合せを行うこと。その際、受託者において議事録を作成すること。 【質問内容】 『本業務に関して、必要に応じて県と協議・打合せを行うこと。その際、受託者において議事録を作成すること。』について、貴県と本件受託者との協議・打合せは、オンライン上での協議・打合せとすることは可能でしょうか。また、受託者において議事録を作成する際には、本件受託者から貴県への当該議事録の提出が必要であると認識しておりますが、提出の際の提出期限等はございますでしょうか。</p>	<p>協議・打ち合わせは、オンライン上で可能です。 議事録の提出については、協議・打ち合わせ後概ね1週間以内と考えております。</p>

5	<p>セミナー実施後に、外国人材の受入に関する質問や問い合わせがあった場合、対応するのは受託者か奈良県の専用相談窓口等のどちらになるか？</p>	<p>セミナー中においては受託者において対応していただくことを想定しておりますが、後日の問い合わせについては県で対応します。 県で対応するにあたり、受託者にアドバイスを求めることもありますのでその際にご協力ください。</p>
6	<p>業務仕様書p3-8(2)再委託の禁止 について セミナー時に講演頂く講師や受入れ実績のある施設の方への講演を頂く業務も、業務の一部とみなされ、あらかじめ書面により件の承諾を得る必要がありますか？ 受託事業者は、業務委託の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。⇒講師、施設の事例紹介なども含めますか？</p>	<p>講師等に講演を頂く業務については業務委託の主たる部分に含まれるため、「業務仕様書 8 その他(2)再委託の禁止 ア」に記載のとおり再委託することはできません。 (受託者において、受託者以外の外部の方に謝金を支払い講師等を依頼することは差し支えありません。)</p>
7	<p>業務仕様書p2-4(2)イ 資料の作成等 について 『実施の1週間前までに受託者のホームページ等に掲載すること』 とあるが、本事業に関する専用サイトや専用ページを開設することが必須という認識で良いか？</p>	<p>専用サイトや専用ページの開設は必須ではありませんが、本セミナー以外の情報と混同しないようご配慮ください。</p>
8	<p>業務仕様書p2-4(2)ウ セミナーの周知及び参加者の募集 について 『チラシやホームページ等への掲載により周知を図るとともに、参加申込の受付及び参加者名簿を作成すること。』 とあるが、具体的に告知する施設のリスト等は共有頂けるでしょうか？ また、奈良県が保有・管理するサイトや媒体、SNSなどで利用可能なものは何かあるか？</p>	<p>周知は県が行うため、周知先のリスト等の共有は想定しておりません。 県ホームページやSNS、電子メール等においてWEBチラシの配布及び受託者のホームページへのリンク等により周知を行いますので、WEBチラシのデータ作成(A4印刷にも対応できるもの)及び受託者においても周知のためのホームページの作成をお願いします。</p>
9	<p>業務仕様書-p2-4(2)ア 講師・報告事例の選定 について 『なお、(1)ア ①「外国人介護人材の受入にかかる各制度の概要」については、県が講師の決定及び調整を行う。』 とあるが、こちらの講師は受託者が提案し、その中から奈良県が決定することでしょうか？ または受託者が提案をし、その中から奈良県が決定・調整をされるという認識でしょうか？</p>	<p>上記3の質問事項に対する回答をご参照ください。</p>